

No.1137 (2021. 3. 2)

少年法の適用年齢引下げをめぐる議論 【第2版】

はじめに

- I 少年法の概要
- II 適用年齢引下げの検討
- III 適用年齢引下げに対する賛否
- IV 法制審議会の答申に対する意見

おわりに

キーワード：少年法、適用年齢引下げ、法制審議会、推知報道、逆送制度

- 平成27年6月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。同法は、附則において、少年法の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている。
- 少年法の適用年齢をめぐるっては、引下げに関して賛成・反対それぞれの意見が主張され、議論が長期化したが、令和2年10月、法制審議会が、18歳・19歳の者について、「18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」とした上で、その位置付けや呼称は「今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である」とする答申を提出した。
- 本稿では、少年法の概要及び適用年齢引下げをめぐる検討の経緯についてまとめた後、引下げに対する賛成意見・反対意見及び法制審議会の答申に対する意見を整理し、紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 すのほら ひろこ
春原 寛子

はじめに

平成 27 (2015) 年 6 月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号)が成立し、選挙権を有する者の年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。同法は、附則第 11 条において、民法(明治 29 年法律第 89 号)、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている。これを受け、平成 30 (2018) 年 6 月、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 59 号)が成立し、同法は、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から施行することとされている(附則第 1 条)。一方、少年法の適用年齢をめぐることは、引下げに関して賛成・反対それぞれの意見が主張され、議論が長期化した。令和 2 (2020) 年 10 月、法制審議会が、18 歳・19 歳の者について、「18 歳未満の者とも 20 歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」とした上で、その位置付けや呼称は「今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である」とする答申を提出した。

本稿では、少年法の概要及び適用年齢引下げをめぐる検討の経緯についてまとめた後、引下げに対する賛成意見・反対意見及び法制審議会の答申に対する意見を整理し、紹介する。

I 少年法の概要

1 目的

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」をその目的として掲げている(少年法第 1 条¹)。刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)が、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」を目的としているのに対し(刑事訴訟法第 1 条)、少年法では、少年自身に関わる事柄に関心が向けられている²。

2 対象

少年法の対象となる「少年」とは、20 歳に満たない者をいい(第 2 条第 1 項)、この年齢は、処分・裁判時を基準に判断される。ただし、死刑と無期刑の緩和(第 51 条)や人の資格に関する法令の適用(第 60 条)など特に規定がある場合は、行為時の年齢を基準に判断される³。

少年法が対象とする非行少年には、①罪を犯した少年(犯罪少年)、②14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)、③保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)の 3 種類がある(第 3 条第 1 項)。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 3 (2021) 年 2 月 17 日である。

¹ 以下、本文中で括弧内に単に条項のみを示す場合には、少年法を指す。

² 武内謙治『少年法講義』日本評論社、2015、p.8.

³ 川出敏裕『少年法』有斐閣、2015、pp.76-77; 丸山雅夫『少年法講義 第 3 版』成文堂、2016、pp.85-86.

3 専門機関

少年法では、非行少年についての専門機関として、家庭裁判所が機能している。家庭裁判所では、非行少年に対して、裁判官による法的調査（第8条第1項）や、家庭裁判所調査官による社会調査（第8条第2項）が行われ、少年にとって最適な処遇が選択される。社会調査に当たっては、なるべく少年鑑別所の鑑別結果等を活用することとされている（第9条）⁴。

4 全件送致主義

警察及び検察は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、事件を家庭裁判所に送致しなければならないこととされている（第41条及び第42条。いわゆる「全件送致主義」）⁵。

5 保護処分優先主義

少年法では、刑法上は刑罰による社会的非難が可能な犯罪少年についても、保護処分を中心とした教育的処遇を優先させる（いわゆる「保護処分優先主義」）。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3つがある（第24条第1項）。刑事処分は、原則として、家庭裁判所が刑事処分相当の判断をした場合に限って、検察官送致（「逆送」ともいう。）の手續（第20条）により検察官に送致された事件について行われることとなっており、また、この場合に関しても、少年法は、死刑及び無期刑の緩和や不定期刑⁶、資格制限排除⁷など様々な配慮規定を置いている（第51条、第52条、第58～60条等）⁸。

6 原則逆送制度

行為時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所の調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認める場合を除き、検察官送致の決定をしなければならないこととされている（第20条第2項。いわゆる「原則逆送」制度）。この制度は、平成12（2000）年の法改正⁹により設けられた¹⁰。

⁴ 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 第4版』有斐閣, 2017, pp.130-145.

⁵ 武内 前掲注(2), pp.198-199; 川出 前掲注(3), pp.22-23; 丸山 前掲注(3), pp.68-69. ただし、14歳未満の少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、家庭裁判所の審判に付することができる（少年法第3条第2項）。

⁶ 不定期刑とは、刑の言渡しの際に裁判所において刑期を確定せず、執行の状況により釈放の時期を決定する自由刑をいう。刑法（明治40年法律第45号）は不定期刑を採用していないが、少年法は、少年は可塑性に富んでおり、不定期の弾力的な行刑による改善効果が期待できるという理由から、不定期刑を認めている（青柳文雄ほか編『刑法事典』立花書房, 1981, pp.142-143.）。

⁷ 刑の言渡しを受けたことを、公職その他の業務に関する資格の制限事由や、選挙権等の公民権の喪失・停止事由としている法令がある。少年法は、少年に広く更生の機会を与え、社会復帰を容易にすることを目的として、少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わった者等は、資格制限を定めた法令との関係では将来に向かって刑の言渡しを受けなかったものとみなす、とする規定を置いている（武内 前掲注(2), pp.479-480; 川出 前掲注(3), p.340.）。

⁸ 武内 同上, pp.414-415; 丸山 前掲注(3), p.71.

⁹ 「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号）

¹⁰ 川出 前掲注(3), pp.9-10, 225-226; 丸山 前掲注(3), pp.323-324.

7 推知報道の禁止

少年法は、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような報道を禁止している（第61条）。これは、少年の名誉やプライバシーを保護するとともに、少年が特定されることによって、その後の社会復帰に支障が生じるのを防ぐことを目的としたものとされる¹¹。同規定は、事件が逆送され、少年が刑事裁判を受ける場合にも適用され、また、現に審判や刑事裁判が行われている間だけでなく、それらが終了した後や、いずれかの時点で少年が成人に達した後にも妥当すると考えられている¹²。

II 適用年齢引下げの検討

1 自由民主党の提言

平成27（2015）年6月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。これを受け、同年9月、自由民主党政務調査会は、「成年年齢に関する提言」¹³をまとめ、首相に提出した。提言は、少年法の適用対象年齢は「国法上の統一性や分かりやすさといった観点」から「満18歳未満に引き下げるのが適当である」とする一方、18歳以上20歳未満の者を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対し、「保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきである」としている。

2 法務省の勉強会

平成27（2015）年、法務省は、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うため、同省幹部を構成員とする「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設置した¹⁴。勉強会では、平成27（2015）年11月から約9か月にわたり、合計10回のヒアリング及び意見交換が行われ¹⁵、平成28（2016）年12月に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書¹⁶が公表された。同報告書では、ヒアリング結果に基づき、適用年齢引下げについて賛成・反対の両意見が整理されているほか、適用年齢が引き下げられた場合を想定し、18歳・19歳の者を含む「若年者」に対する刑事政策的措置について検討が行われている。

¹¹ 川出 同上, p.349; 田宮・廣瀬編 前掲注(4), p.521; 団藤重光・森田宗一『少年法 新版第2版』有斐閣, 1984, p.434.

¹² 川出 同上; 酒井安行「少年事件報道に関する覚書き」西原春夫ほか編『刑事法の理論と実践—佐々木史朗先生喜寿祝賀—』第一法規出版, 2002, p.612; 瀧野貴生「少年事件における本人特定報道禁止の意義」『静岡大学法政研究』vol.5 no.3・4, 2001.3, p.322.

¹³ 自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」2015.9.17. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf>

¹⁴ 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>> 勉強会には、刑事政策に詳しい大学教授3人がアドバイザーとして加わった（「少年法 適用年齢検討、法務省内に勉強会 来月初会合」『毎日新聞』2015.10.23, 夕刊）。

¹⁵ ヒアリングでは、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等合計40名から意見聴取が行われた。

¹⁶ 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書 2016.12. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>>

3 法制審議会への諮問

平成 29 (2017) 年 2 月、金田勝年法務大臣 (当時) は法制審議会に対し、「少年法における「少年」の年齢を 18 歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項」について諮問¹⁷を行った。法制審議会は本諮問の検討のため、「少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会」 (部会長: 井上正仁早稲田大学教授 (第 1 回～第 14 回会議)、佐伯仁志中央大学教授 (第 15 回～第 29 回会議)¹⁸) を設置した。

同部会では、3 つの分科会による検討を経た後、平成 30 (2018) 年 11 月の第 12 回会議において、事務当局から「検討のための素案」¹⁹が示された。そこでは、少年法における「少年」の年齢が 18 歳未満に引き下げられた場合に、罪を犯した 18 歳・19 歳の者であって公訴を提起しないこととされたものについて、家庭裁判所に送致し、「若年者に対する新たな処分」の対象とすることが提示された。しかし、「少年」の年齢について、18 歳未満に引き下げを主張する意見と、20 歳未満を維持することを主張する意見が対立し、意見の集約が難しい状況となった。

そうした中、令和元 (2019) 年 12 月の第 23 回会議において、「検討のための素案 [改訂版]」²⁰が示された。そこでは、上記の提案の「別案」として、18 歳・19 歳の者の被疑事件について、①検察官は、一定の事件について公訴を提起する場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならないものとする案 (甲案)、②検察官は全件を家庭裁判所に送致しなければならないものとする案 (乙案) の 2 案が提示された。「別案」を受け、部会では、18 歳・19 歳の者を、20 歳以上の者とも 18 歳未満の者とも異なる中間類型として位置付ける方向で審議が進むこととなった。

4 与党・少年法検討プロジェクトチームの合意

自由民主党と公明党は、令和元 (2019) 年から少年法の改正について本格的な協議を開始した。少年法の適用年齢について、当初、自由民主党は「国法上の統一性」を重視して 18 歳未満に引き下げを主張する一方、公明党は 18 歳・19 歳の者は更生の余地が大きいとして 20 歳未満を維持することを主張し、協議は難航したが、議論を重ねた結果、令和 2 (2020) 年 7 月に合意に達した²¹。

取りまとめられた「少年法のあり方についての与党 PT 合意 (基本的な考え方)」 (以下「与党 PT 合意」という。)²²では、「18・19 歳の者は、少年法の適用対象とし、その取扱いについて、特別の規定を設ける」こととされた。具体的には、①検察官が全件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所が調査をして処分を決するものとする、②原則逆送の対象を短期 1 年以上の懲

¹⁷ 「諮問第 103 号」 (法制審議会第 178 回会議 資料刑 1) 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001216443.pdf>>

¹⁸ 肩書はそれぞれ第 14 回会議、第 29 回会議当時。

¹⁹ 「検討のための素案」 (法制審議会少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会第 12 回会議 資料 21) 2018.11.28, pp.24-29. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001275390.pdf>>

²⁰ 「検討のための素案 [改訂版]」 (法制審議会少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会第 23 回会議 資料 31) 2019.12.25, pp.18-22. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001311647.pdf>>

²¹ 「少年法「20 歳未満」維持 自公、折衷案で合意」『朝日新聞』2020.7.31; 「少年法 厳罰化で折衷 適用年齢下げず 与党合意」『毎日新聞』2020.7.31.

²² 与党・少年法検討 PT「少年法のあり方についての与党 PT 合意 (基本的な考え方)」 (法制審議会少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会第 28 回会議 参考資料) 2020.7.30. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001329126.pdf>>

役又は禁錮に当たる罪の事件に拡大すること、③家庭裁判所の更生・教育のための処分は、犯情²³を考慮して相当な範囲で行うものとし、ぐ犯による処分は設けないものとする、④推知報道の禁止は、逆送されて公判請求された後は解除されるものとする、⑤その他の少年法の定める特則については、逆送後の段階のものは、少年鑑別所での勾留を除き、設けないものとする²⁴が掲げられている²⁴。

5 法制審議会の答申

法制審議会の部会は、令和2(2020)年9月9日に開催された第29回会議において、「取りまとめ(案)」²⁵を賛成多数で可決した²⁶。同年10月29日、その内容は同部会から答申案²⁷として法制審議会総会第188回会議に報告され、全会一致で原案どおり議決された²⁸。同日、法制審議会は答申を上川陽子法務大臣に提出した²⁹。

答申は、18歳・19歳の者は「典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在」であり、「18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」とした。その上で、18歳・19歳の者の位置付けやその呼称については、「国民意識や社会通念等を踏まえたものとする」ことが求められることに鑑み、今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である³⁰とした。

また、答申は、罪を犯した18歳・19歳の者について、次のような法整備を行うべきであるとした。まず、「検察官は、18歳又は19歳の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、事件を家庭裁判所に送致しなければならないものとする」として、家庭裁判所への全件送致を維持することとした³⁰。ただし、対象者を「罪を犯した18歳及び19歳の者」として、「ぐ犯」を対象から外した³¹。また、原則的に検察官送致の決定をしなければならない事件について、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑³²に当た

²³ 犯情とは、犯罪事実における具体的な諸般の情状ないしは当該犯罪の性質、犯行の手口、被害の程度、その他一切の情状をいう(青柳ほか編 前掲注(6), p.145.)。

²⁴ なお、刑事処分に付された者の社会復帰の促進を図るため、資格制限のあり方につき、政府において別途検討し、早急に結論を得るべきである、とされている(与党・少年法検討PT 前掲注(22))。

²⁵ 「取りまとめ(案)」(法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第29回会議 資料46) 2020.9.9. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001329766.pdf>>

²⁶ 採決は部会長を除く18名の委員で行われ、賛成16名、反対2名で可決された(「少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第29回会議議事録」2020.9.9, p.7. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001332129.pdf>>)。なお、弁護士の委員(2名)及び幹事(2名)の連名により、同案に反対する意見が書面で同会議に提出されている(青木和子ほか「取りまとめ(案)」に関する意見(法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第29回会議 参考資料) 2020.9.9. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001329767.pdf>>)。

²⁷ 「諮問第103号に対する答申案」(法制審議会第188回会議 資料刑) 2020.10.29. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001332182.pdf>>

²⁸ 「法制審議会第188回会議議事録」2020.10.29, pp.4-11. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001335029.pdf>>

²⁹ 「少年法 厳罰化へ答申 18・19歳「一定程度大人扱い」」『朝日新聞』2020.10.30.

³⁰ その理由については、「全件送致の仕組みは現行制度において少年の再犯防止や改善更生に有効に機能しており、引き続きこの仕組みを採用して、家庭裁判所の機能を最大限活用することには合理性があると考えられた」とことによると説明されている(「法制審議会第188回会議議事録」前掲注(28), p.5. (佐伯部会長の発言))。

³¹ その理由については、「民法上の成年として監護権の対象から外れる18歳及び19歳の者に対し、罪を犯すおそれがあるというだけで処分を行うことは、民法改正との整合性に疑問があるとともに、国家による過度の介入となると考えられたことによる」と説明されている(同上(佐伯部会長の発言))。

³² 答申では、懲役及び禁錮を新自由刑(仮称)として単一化することが別途提案されている。

る罪³³の事件であって、その罪を犯すとき18歳又は19歳の者に係るもの」を追加した³⁴。

家庭裁判所の処分については、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行わなければならないものとする」とした³⁵。また、刑事事件について少年法が定める特例等については、少年鑑別所での勾留を可能とする特則を適用する一方で、不定期刑や資格制限排除の特例は適用しないこととした。

推知報道については、「18歳又は19歳のとき罪を犯した者については、当該罪により公判請求された場合を除き」禁止するとして、公判請求後は推知報道の禁止を解除することとした³⁶。

なお、これらの制度については、「施行後、一定期間の運用の実績が蓄積された段階で、よりよい制度とするための検討を行うことが相当である」としている。

Ⅲ 適用年齢下げに対する賛否

少年法の適用年齢下げについては、賛成意見と反対意見がそれぞれ主張されており、その主な理由として、次のようなものが挙げられている。

1 賛成意見

少年法の適用年齢下げに賛成する立場からは、(1) 国法上の統一の必要性、(2) 民法・公職選挙法との関係、(3) 国民の理解、(4) 被害者感情への配慮等が理由として挙げられている。

(1) 国法上の統一の必要性

民法や少年法といった主要法令に関しては、国民の混乱を招かないためにも年齢を統一した方がいいのではないかとの意見³⁷や、現実に進む主要法律における「国法上の統一化」の動きには重みがあり、少年法を統一化に組まない特別な法律にすることは、少年による重大事件が発生するたびに厳罰化論や廃止論が強く主張される少年法の社会的基盤を一層不安定なものとする事となるとの意見³⁸がある。

³³ 強盗罪、強制性交罪等が該当する。

³⁴ その理由については、「18歳及び19歳の者の社会的な位置付けに鑑みると、全件送致の仕組みを採用する以上は、18歳未満の者よりも広い範囲で一定の重大事件について刑事処分が適切になされることを制度として担保しなければ、被害者を含む国民の理解・納得を得難いと考えられたことによる」と説明されている（「法制審議会第188回会議事録」前掲注(28), p.6. (佐伯部会長の発言)）。

³⁵ これは、犯した罪に対応する責任を超えない範囲内で処分を行うという趣旨である（「法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第28回会議事録」2020.8.6, p.2. (玉本将之幹事の発言) 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001329124.pdf>>)。その理由については、ぐ犯を対象としないこととした理由(前掲注(31)参照)と同様とされている(同上, pp.5-6. (佐伯部会長の発言)）。

³⁶ その理由については、「推知報道の禁止は報道の自由や国民の知る権利を制約するものであり、18歳及び19歳の者の社会的な位置付けに照らすと、これらの者が逆送されて公判請求されるに至った場合にまで推知報道を一律に制限するのは相当ではないと考えられたことによる」と説明されている（「法制審議会第188回会議事録」前掲注(28), p.6. (佐伯部会長の発言)）。

³⁷ 藤本哲也「少年年齢の引下げと青年層構想」『戸籍時報』No.735, 2016.1, p.63. なお、藤本氏は、適用年齢の引下げと同時に、18~25歳を「青年層」として特別な刑事政策を検討すべきであるとしており、青年層については保護処分と刑事処分の2本立てにし、検察官がいずれの処分に付するかを判断する制度とすることを提案している(同, p.61; 藤本哲也ほか「少年法18歳で適用外?」『朝日新聞』2017.8.25.)。

³⁸ 渡邊一弘「少年法適用年齢の引下げについて」『刑法雑誌』58(3), 2020.3, pp.440-441. なお、渡邊氏は、適用年齢を18歳へと引き下げるが、18歳以上の成人についても、一定の年齢までは、配慮が必要なものに対する保護的な特別制度を設け、その対象とするという「柔らかな統一化」による対応が望ましいとする(同, p.439.)。

(2) 民法・公職選挙法との関係

民法上18歳で成人となると、親の親権がなくなり、行為能力が認められ、自己決定権を有し、契約その他の権利・義務の主体となるにもかかわらず、そういった者に国家が保護的・教育的処分を加えるのは、対象者の行為能力・自己決定権を否定するものではないか、との意見がある³⁹。

また、18歳になれば、選挙権を有し、様々な契約をして自己実現を図ることができるのだから、一人前の大人として、刑罰に関しても責任を負うのは当然のことだとする意見⁴⁰や、選挙権及び民事成年年齢において権利を担保したのであれば、成人としての責任を負い、義務を果たすべきであり、刑罰を受ける責任を自覚させることが犯罪の抑止力になる、との意見⁴¹がある。

(3) 国民の理解

少年法の適用年齢下げについて、近年、新聞各社が行った世論調査によると、いずれの調査でも、「賛成」が「反対」を大きく上回る結果となっている⁴²。

法制審議会では、参政権を持ち、取引行為が自らの責任で可能になり、親の監護からも独立することになる18歳・19歳について、罪を犯したときは従来どおり少年法を適用するということが、犯罪被害者を含めて、広く国民の理解を得られるのだろうか、という意見が挙がっている⁴³。

(4) 被害者感情への配慮

犯罪被害者団体からは、被害者遺族からすれば、加害者が成人であろうと、少年であろうと、受けた被害の大きさ、悔しさ、悲しみは変わりがなく、少年法の適用年齢を考えるに当たっては、事件の最大の当事者である被害者の意向にも十分配慮してほしい、という意見が挙がっている⁴⁴。

令和2(2020)年1月に、少年犯罪被害者遺族の団体が法務省に提出した意見書では、少年法により刑が軽くなることを分かった上で犯罪をする少年もいることや、少年院出院後に再犯を繰り返して受刑に至るケースもあり、少年法が少年犯罪の抑止力になっていないことが主張されるとともに、今後、少年法の適用年齢はそのままに、18歳や19歳が民事上正式に大人として扱われるのは、被害者にとって耐え難いほど理不尽なことである、との意見が述べられている⁴⁵。

³⁹ 奥村正雄「少年法の適用年齢下げの是非をめぐる議論—犯罪被害者等への配慮の視点を中心に—」『同志社法学』69巻7号, 2018.2, p.2886.

⁴⁰ 上谷さくら「【少年法改正は社会をどう変えるか】過度な要保護性の重視が罪と向き合う機会を少年たちから遠ざける」『文芸春秋オピニオン2021年の論点100』文芸春秋, 2021, p.152.

⁴¹ 少年犯罪被害当事者の会「少年法適用年齢の引き下げに賛成する意見書」2020.1.30. <<https://hanzaihigaisha.jimdofree.com/資料/法務省/少年法適用年齢の引き下げに賛成する意見書>>

⁴² 例えば、毎日新聞が平成29(2017)年2月に18歳以上の者がいる世帯を対象に行った調査では、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることに「賛成」の者が全体の72%となっている。また、読売新聞が平成30(2018)年4月に全国の有権者を対象に行った調査では、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることに「賛成」の者が全体の85%となっている。なお、読売新聞の調査では、適用年齢を18歳未満に引き下げた場合でも「18～19歳は例外的に、少年法の手続きと同様の裁判や指導を行えるようにすべきだ」という考え方については、「賛成」の者が52%となっている。「毎日新聞世論調査「小池人気」高く自民との対決、支持56%」『毎日新聞』2017.2.20; 「18歳成人 反対56%」『読売新聞』2018.4.25.

⁴³ 「法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第11回会議議事録」2018.11.2, pp.15-16. (大沢陽一郎委員の発言) 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001276347.pdf>>

⁴⁴ 高橋正人「少年法適用年齢引き下げに関する意見書」(若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会第3回ヒアリング及び意見交換 資料) 2015.12.16, pp.1-2. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001166901.pdf>>

⁴⁵ 少年犯罪被害当事者の会 前掲注(41) なお、少年法の改正による厳罰化には反対する旨の意見を述べている犯罪

2 反対意見

少年法の適用年齢下げに反対の立場からは、(1) 法律の適用年齢は各法律の目的等に照らして個別具体的に検討すべきであること、(2) 現行の少年司法システムが有効に機能していること、(3) 非行少年の特徴、(4) 再犯防止の観点から懸念があること等が理由として挙げられている。

(1) 法律の適用年齢は各法律の目的等に照らして個別具体的に検討すべきであること

法律の適用年齢は、それぞれの法律の立法趣旨や目的に照らして個別具体的に検討すべきであるとの意見がある⁴⁶。

民法との関係では、民法上の親権による保護と、少年法上の保護教育は、共にパターンリズム⁴⁷による保護であっても、次元が異なる根拠に基づいていることから、18歳・19歳の「若年成年者」に対して少年法が民法上の親権とは切り離されたパターンリズムによる保護教育(処分)を施すことは妨げられない、との意見がある⁴⁸。また、飲酒や喫煙、公営ギャンブルに関する法律については、それらを禁止する年齢を20歳未満とする規定が維持されていることが指摘されている⁴⁹。

公職選挙法との関係では、当該年齢層の国民全員に国政参加の権利を与える選挙法の場合と、ごく一部でしかない非行少年を対象としてその健全育成を図る少年法とでは、視点は異なるのが当然であるとの意見⁵⁰がある。

(2) 現行の少年司法システムが有効に機能していること

警察庁が公表した資料⁵¹によると、刑法犯少年の検挙人数は平成16(2004)年以降16年連続で減少している。令和元(2019)年中の刑法犯少年の検挙人数は19,914人で、平成22(2010)年と比べると、4分の1以下となっている。そのうち凶悪犯⁵²の検挙人数は、令和元(2019)年中は457人で、平成22(2010)年と比べると、約4割減少している。刑法犯少年の検挙人数は、18歳・19歳の年長少年についても減少傾向にある。こうした傾向の背景として、少子化の影響も考えられるが、刑法犯少年の人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員)も平成16(2004)年以降低下傾向にある。

こうした状況を踏まえ、現行の少年司法システムは有効に機能しており、適用年齢を引き下

被害者や犯罪被害者遺族もいる(「少年法見直し 18・19歳の実名報道解禁 方針 被害者団体「白紙に」要望」『東京新聞』2020.10.2.)。

⁴⁶ 日本弁護士連合会「少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることに反対する意見書」2018.11.21, pp.3-4. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_181121_3.pdf>; 安倍嘉人・山崎恒「少年法適用年齢の引下げについて考える」『家庭の法と裁判』No.16, 2018.10, p.61.

⁴⁷ パターンリズムは、「温情的干渉主義」などと訳され、独立能力のない子に対して、親が干渉して面倒をみるようなやり方で、国家や法が私人の行動に干渉することをいう(高橋和之ほか編『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2016, p.1078.)。

⁴⁸ 山口直也「少年法適用年齢引き下げに関する議論の在り方」『犯罪と刑罰』26号, 2017.3, pp.135-136. 山口氏は、民法上の親権による保護は、身体的精神的に未成熟な未成年子に対する心身監護及び財産的保護の両面を含むパターンリズムによる私法上の保護であるのに対し、少年法上の保護教育は、未成熟な判断によって非行を行った上で更なる自傷他害のおそれがある非行少年を健全育成するためのパターンリズムによる公法上の保護であるとする(同)。

⁴⁹ 日本弁護士連合会 前掲注(46), p.4; 安倍・山崎 前掲注(46)

⁵⁰ 松尾浩也「少年法特集号に寄せて」『家庭の法と裁判』No.3, 2015.10, p.5.

⁵¹ 警察庁生活安全局少年課「令和元年中における少年の補導及び保護の概況」pp.1-2, 5, 12. <https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo_gaikyou/R01.pdf>

⁵² 殺人、強盗、放火、強制性交等(平成29年7月13日施行の刑法の一部改正以前は、殺人、強盗、放火、強姦)

げなければならない事情や合理的な理由は存在しないとの意見が挙げられている⁵³。

(3) 非行少年の特徴

18歳・19歳は、経済的・社会的に未成熟であり、高校卒業、進学・就職という人生の転機を迎える年齢であることから、そのつまずきが「非行」という形で現れるケースもあることや、家庭裁判所や少年院が実施する教育的措置の効果が表れやすく、更生の可能性が高い年齢であることが、引下げ反対の理由として挙げられている⁵⁴。また、非行少年には、被虐待経験を有する者や、知的障害や発達障害等の発達のなせい弱性を有している者も多く、そういった者に対しては、保護し、教育することが、再非行の抑止のために理にかなっている、との意見がある⁵⁵。

また、人間の脳は18歳を過ぎても発達し続けているという脳科学の知見⁵⁶に照らすと、少年法の適用年齢を引き下げるとは、科学的に見てより不合理な方向に制度を変更することを意味するという意見がある⁵⁷。

(4) 再犯防止の観点から懸念があること

少年による刑法犯の検挙人数の内訳を見ると、その大半を窃盗などの事件が占めている⁵⁸。現在の刑事手続では、こうした事件の多くは起訴猶予となっており⁵⁹、事件が起訴された場合も、略式命令請求に基づく簡便な裁判により、財産刑で終局することが少なくない⁶⁰。こうした状況から、現行制度のまま少年法の適用年齢を引き下げた場合、18歳・19歳の犯罪少年の多くは、起訴猶予、罰金刑等となって、再犯防止に向けた指導や援護がなされないまま社会に戻ることになり、再犯を増加させ、新たな被害者を生み出しかねないとの意見がある⁶¹。また、刑務

⁵³ 日本精神神経学会「少年法「改正」に関する声明」2019.6.11, p.2. <<https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/20190611.pdf>>; 浜井浩一「犯罪統計からみた少年法適用年齢引下げの問題点」『刑事弁護』No.101, 2020.春季, pp.159-161.

⁵⁴ 全司法労働組合「少年法の適用年齢引下げに反対する決議」2019.7.23. <<http://www.zenshiho.net/shounen/20190820.pdf>>; 元家庭裁判所調査官有志「少年法の適用年齢引き下げに反対する声明書」葛野尋之ほか編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』現代人文社, 2020, pp.322-323.

⁵⁵ 定本ゆきこ「非行少年はどのような人達で、なぜ少年法が必要なのか—児童精神医学の立場から—」葛野ほか編著同上, pp.162-167.

⁵⁶ 人間の脳は典型的におよそ25歳まで発達し続け、少年の脳は器質的にも機能的にも未成熟であるという脳科学の知見がある(山口直也「脳科学・神経科学の進歩と少年司法の変容」同編著『脳科学と少年司法』現代人文社, 2019, p.25.)。

⁵⁷ 本庄武「脳科学の発展が少年法適用年齢引下げ問題に与える示唆」『判例時報』2402号, 2019.6.11, p.142. なお本庄氏は、適用年齢をどう設定するかは科学的に決まるものではないとしつつ、改革が是認できるものであるためには、科学的不合理性を甘受してでも改革を断行しなければならない政策的合理性ないし理論上の必要性が存在していなければならないはずであり、政策のフリーハンドを縛る点に、脳科学の知見の意義を見いだすことができる、としている(同)。

⁵⁸ 令和元(2019)年は、窃盗が全体の56.1%を占めており、次いで多いのが傷害(9.1%)、横領(8.9%)である(法務総合研究所『犯罪白書 令和2年版』2020, p.100.)。

⁵⁹ 令和元(2019)年は、窃盗の49.7%、傷害の63.3%、横領の77.8%が起訴猶予となっている(法務省『検察統計年報 平成31・令和元年』2020, pp.72-75を基に筆者計算。なお、起訴猶予率は、起訴猶予人員÷(起訴人員+起訴猶予人員)×100による。)

⁶⁰ 令和元(2019)年は、起訴された事件のうち、窃盗の19.1%、傷害の69.5%、横領の24.9%で略式命令請求がなされている(同上を基に筆者計算)。

⁶¹ 浜井 前掲注(53), p.164; 少年事件を担当した元裁判官有志一同「少年法適用年齢引下げに反対する意見書(2020.4)」『刑事弁護』No.103, 2020.秋季, p.124; 日本弁護士連合会「少年法の適用年齢引下げを語る前に—なぜ私たちは引下げに反対するのか—」2017.6改訂, p.1. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shonen_nenrei_hikisage_pam_201706.pdf>

所では少年院のようなきめ細やかな処遇を行うことは難しいとの意見もある⁶²。

こうした懸念に対し、法制審議会では「若年者に対する新たな処分」等の刑事政策的措置が検討された。しかし、18歳・19歳の者を少年法の対象から外した場合、責任主義に基づく刑事政策手続の枠内での対応にとどまらざるを得ず、現行少年法と同一の教育的効果に結び付く制度を構想することは困難である、との意見が挙げられている⁶³。

3 諸外国の少年年齢

諸外国における刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、表のとおりである。

表 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢

国名	年齢	備考
日本	20	行為時 16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官送致の決定をしなければならない。
イギリス (イングランド及びウェールズ)	18	重大犯罪を犯した少年等は、刑事責任年齢 (10 歳) に達していれば、少年裁判所ではなく、刑事法院における審理の対象となる。18 歳以上 21 歳未満の若年成人については、施設内処遇処分や拘禁刑等において、21 歳以上の成人とは区別して取り扱うこととされている。
アメリカ	18	少年司法制度は、原則として各州に委ねられている。少年裁判所が管轄権を有する少年の年齢は州によって異なるが、多くの州で 18 歳未満とされている。一定の重罪の事件を少年裁判所の管轄から除外し、刑事裁判所の管轄とする制度等を採用する州もある。
ドイツ	18	少年裁判所法は、行為時 14 歳以上 18 歳未満の者を少年、18 歳以上 21 歳未満の者を青年と定義する。同法の規定の多くは少年に対して適用されるものであるが、青年についても、刑の緩和に関する規定や、少年刑事手続に関する諸規定を準用する規定が置かれている。また、行為者の人格を全体的に評価してまだ少年と同等であることが明らかである場合等は、少年に対する処分等の規定も準用される。
フランス	18	法律上、18 歳以上の若年成人を特別に取り扱う明確な規定はない。
イタリア	18	行為時に 14 歳以上 18 歳未満の少年による犯罪は、少年裁判所に係属する。イタリアでは、憲法によって刑罰の目的が更生と定められており、保護処分と刑罰の区分がないが、少年司法では、人格的成長や教育の機会が強調される。
韓国	19	2007 年の改正により、少年法の適用年齢が 20 歳未満から 19 歳未満に引き下げられた。少年事件については、検察官先議主義が取られており、事件を受理した検察官が、刑事法院に起訴、少年部に送致、起訴猶予処分のいずれかの処分を行う。

(出典) 山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』成文堂、2017; 大寄康弘「我が国における少年司法制度の現状と少年法適用年齢の引下げに関する課題」『レファレンス』801号、2017.10, pp.17-24. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978284_po_080101.pdf?contentNo=1>; 浜井浩一「イタリアの少年司法制度と実務」『刑事弁護』No.98, 2019.夏季, pp.147-155; 同「イタリアの少年司法制度」『刑事弁護』No.87, 2016.秋季, pp.172-179 を基に筆者作成。

⁶² 元家庭裁判所調査官有志 前掲注(54), pp.325-326.

⁶³ 須納瀬学「年長少年の成長発達権保障としての少年法」『法律時報』90(4), 2018.4, pp.21-22; 日本弁護士連合会 前掲注(46), p.16.

諸外国では刑事手続において少年として扱われなくなる年齢を 18 歳と定めているところが多いことから、日本は世界のすう勢から取り残されており、少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げるべきであるという意見⁶⁴がある一方、各国の制度、状況等はそれぞれ異なることから、諸外国に合わせる必要はないとの意見⁶⁵もある。

IV 法制審議会の答申に対する意見

法制審議会の答申は、18 歳・19 歳の者について、「18 歳未満の者とも 20 歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」とした上で、その位置付けや呼称は「今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である」とした。

これに関して、引下げ賛成の立場からは、適用年齢を引き下げる判断が示されなかったことについて、18 歳・19 歳の者の犯罪を助長し、かえって更生のためにならないのではないかという意見⁶⁶が挙げられているが、社会の意識が追いつかない過渡期の措置として、適用年齢を 20 歳未満にとどめるのもやむを得ないが、大人としての自覚を育む教育を充実させ、一定期間後に再検討すべきであるとの意見⁶⁷も挙げられている。また、引下げ反対の立場からは、18 歳・19 歳の者を 20 歳以上の者とは異なる取扱いをすべきであるとしたことは相当であるとしつつ、18 歳・19 歳の者の位置付けや呼称を「今後の立法プロセスにおける検討に委ねる」としたことは不十分である、との意見が挙げられている⁶⁸。

答申が、罪を犯した 18 歳・19 歳の者について行うべきとした法整備の内容に関しては、次のような意見が挙げられている。

まず、家庭裁判所への全件送致を維持する点に関しては、引下げ賛成の立場から、成人と同じく、まずは検察に送るという対応にすべきだ、との意見⁶⁹が挙げられている。一方、引下げ反対の立場からは、その維持に賛同する意見⁷⁰が挙げられているが、「ぐ犯」を対象外とすることについては、寄る辺なく受け身的に犯罪に巻き込まれている多くの女子少年を切り捨てることになるとの意見⁷¹や、犯罪者に転落しかねない 18 歳・19 歳の者を放置すれば、犯罪の増加を招き、将来に禍根を残すことになるとの意見⁷²が挙げられている。

原則的に検察官送致の決定をしなければならぬ事件の対象を拡大する点に関しては、引下

⁶⁴ 「特集 投票権はあるのに罪を犯しても保護 「少年法」18 歳引き下げはこうして潰された」『週刊新潮』65(8), 2020.2.27, p.134. (藤本哲也氏の意見)

⁶⁵ 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 前掲注(16), p.6; 日本弁護士連合会 前掲注(61), p.13.

⁶⁶ 「適用年齢 民法と矛盾 「18・19 歳の犯罪助長」」『産経新聞』2020.9.10. (高池俊子氏の意見)

⁶⁷ 「社説 少年法見直し 適用年齢巡る議論を続けよ」『読売新聞』2020.9.10.

⁶⁸ 日本弁護士連合会「少年法適用年齢に関する法制審議会答申に対する意見書」2020.11.17, p.5. <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201117_3.pdf> この点で、同意見書は、与党 PT 合意の「18 歳・19 歳の者は、少年法の適用対象」と明示した部分を、高く評価する、としている。

⁶⁹ 「特集 「厳罰化」「実名報道解禁」は名ばかり！ 被害者遺族の思いを踏みにじる「少年法改正」」『週刊新潮』65(27), 2020.7.16, p.125. (武るり子氏の意見) なお、武氏の意見は、与党の協議で家庭裁判所への全件送致を維持する案がまとまりつつあることに対するものであるが、答申にも同じ内容が盛り込まれていることから、ここに掲げた。

⁷⁰ 日本弁護士連合会 前掲注(68), p.6.

⁷¹ 日本精神神経学会「原則逆送拡大・ぐ犯除外・不定期刑除外・推知報道解禁は認められない—少年法「改正」に反対します—」2020.11.21, p.2. <<https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/20201121.pdf>>

⁷² 「少年法 逆送対象拡大 18、19 歳「折衷案」」『読売新聞』2020.9.10. (新倉修氏の意見)

げ賛成の立場から、一步前進といえるとの意見⁷³が挙げられているが、家庭裁判所の判断は少年寄りに傾く可能性が高く、逆送の範囲拡大では厳罰にはならないという意見⁷⁴もある。一方、引下げ反対の立場からは、犯情の幅が極めて広い事件類型についてまで検察官送致を「原則」化するように求めることとなり、家庭裁判所において諸事情を考慮した上で対象者の立ち直りに向けた処分をきめ細かく行うという現行少年法の趣旨を没却し、その機能を大きく後退させることになるとの意見⁷⁵が挙げられている。

公判請求後の推知報道の禁止を解除する点に関しては、引下げ賛成の立場から、成人として扱うべき年齢である18歳で重大犯罪をすれば実名が出るのは当然との意見⁷⁶や、悪いことをすればニュースに名前が出ると法律で明示されることで抑止力になるという意見⁷⁷が挙げられているほか、そもそも実名を出すかどうかはメディアが判断すべきことであるとして、答申案を一步前進と評価する意見⁷⁸がある。一方、引下げ反対の立場からは、一度インターネットのサイト上で取り上げられると、不特定多数の者が容易に検索し得る状態が半永久的に続くことから、推知報道の禁止が持つ意義は大きく⁷⁹、その解除は、少年にスティグマ（烙印）を押し、立ち直りを困難にさせるとの意見⁸⁰や、公判における事実審理の結果、再び家庭裁判所へ移送される場合があり得ることを勘案すると、公判請求後も推知報道は禁止されるべきであるとの意見⁸¹が挙げられている。

そのほか、家庭裁判所の処分を「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行われなければならない」とした点に関して、引下げ反対の立場から、適切な処遇選択を制約することになりかねず、また、処遇の効果を十分に挙げられない事態が生じるおそれがあるとの意見⁸²が挙げられている。また、不定期刑や資格制限排除の特例を適用しないとした点に関して、引下げ反対の立場から、18歳・19歳の者を典型的に未成熟で可塑性に富む存在と位置付ける以上、現行少年法と同様にこれらの特例を適用すべきであるとの意見⁸³が挙げられている。

おわりに

少年法の適用年齢をめぐることは、引下げに関して賛成・反対それぞれの意見が主張され、長年にわたり議論が行われてきた。令和2(2020)年10月に、法制審議会の答申が提出されたが、本稿で見たとおり、答申に対しても様々な意見が挙げられている。これらの意見を踏まえ、引き続き、充実した議論が行われることが期待される。

⁷³ 「主張 成人と少年 法律の線引きをそろえよ」『産経新聞』2020.9.12.

⁷⁴ 『読売新聞』前掲注(72) (武るり子氏の意見)

⁷⁵ 日本弁護士連合会 前掲注(68), p.6.

⁷⁶ 「少年法 18、19歳厳罰化 法制審部会 9日にも改正要綱案承認」『産経新聞』2020.9.7. (藤本哲也氏の意見)

⁷⁷ 「少年実名報道 立ち直りは少年法 18・19歳厳罰化答申」『朝日新聞』2020.10.31. (武るり子氏の意見)

⁷⁸ 「少年法厳罰化 実名報道 犯罪抑止に 英米では原則「一步前進」」『産経新聞』2020.9.10. (諸沢英道氏の意見)

⁷⁹ 日本弁護士連合会 前掲注(68), p.8.

⁸⁰ 八田次郎「一八歳・一九歳に「犯罪者」の烙印を押すのか—少年法改正のゆくえ—」『世界』937号, 2020.10, p.25.

⁸¹ 日本児童青年精神医学会・子どもの人権と法に関する委員会「少年法「改正」に反対する声明」2020.9.20. <<https://child-adolesc.jp/proposal/20200920/>>; 日本弁護士連合会 前掲注(68), p.9.

⁸² 日本弁護士連合会 同上, pp.10-11.

⁸³ 同上, pp.11-13; 日本児童青年精神医学会・子どもの人権と法に関する委員会 前掲注(81)